

岡崎市景観計画における「景観形成重点地区(仮称)」 に係るアンケート調査へのご協力をお願い

岡崎市都市整備部都市計画課

平素は市政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、市では、自然・歴史・くらしをつなぎ、誇りと愛着を育む景観まちづくりを推進するため、方針や具体的な取り組みを定める「景観計画*」の策定作業を進めています。

八帖地区においては、国道や鉄道等の基盤整備が進むとともに、東海道や社寺などの歴史と伝統的な地場産業、現代の暮らしが調和する、良好な景観が形成されています。この景観を地域のかけがえのない財産として、守り、育て、創り出すことを通じて、よりいっそう、ふるさと八帖への誇りと愛着を育み、八帖らしいまちづくりに取り組んでいくことが大切であるとの考えから、市では、添付資料に示す八帖地区の範囲を、景観計画に定める「景観形成重点地区(仮称)」に指定し、地区の皆様とともに、景観まちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

その取り組みの一環として、昨年度は、地域の方を対象に、「将来の八帖の景観について話し合う会」を開催し、目指すべき将来像やそのための建物等のデザインのルールなどの基本的な方向性をまとめました。(添付資料「景観ワークショップニュース」参照)

これに加えて、指定にあたっては、予定区域の皆様方のお考えも踏まえ、区域や方針、ルール等の内容を総合的に判断したいと考えており、皆様が、八帖らしい景観まちづくりのための取り組みについて、どのようにお考えかをお聞かせいただくため、アンケートをお願いするものです。

ご記入いただいた内容は、個人情報に配慮し、本調査の目的以外には使用いたしません。ご多忙中、恐縮に存じますが、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

※景観計画とは、景観法に基づき、岡崎市の景観まちづくりの基本的な考え方や取り組みを定めるものです。
現在、景観まちづくりの理念を「美しく風格ある岡崎の創生」として、計画の策定作業を進めています。
※参考資料として「八帖地区の地図等」や「景観ワークショップニュース」を同封しております。

■アンケートの方法

1. できるだけ、世帯主の方が回答してください。
2. 主に番号を「○」で囲んでいただく簡単な形式です。
3. ご回答いただいたアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて
平成 22 年 5 月 14 日(金)までにご投函くださいますよう、お願ひ申し上げます。

■アンケートの対象

八帖地区に建物や土地をお持ちの方

■ご不明な点やご質問がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

<調査主体>

岡崎市役所 都市整備部 都市計画課 景観推進班

<お問い合わせ先>

電話：0564-23-6261(直通) FAX：0564-23-6514

担当：中川(なかがわ)・花井(はない)・木下(きのした)

八帖地区のまちづくりのあらまし

岡崎城から西へ八丁（約 870m）の距離にある八帖町（旧八丁村）は、「八丁味噌」の産地として知られ、矢作川の舟運と東海道が交わる水陸交通の要所であったことから、江戸時代には土場（船着き場）や塩座（塩の専売）が置かれ、舟運を利用して原料の大豆や塩を調達し、味噌の出荷が行われました。矢作川の良質な伏流水にも恵まれ、東海道を行き交う人々により「八丁味噌」の名は全国に広がりました。

現在も本市を代表する地場産業のひとつとして、また、郷土の味として老舗 2 社がその味を伝えています。

また、平成 8 年（1996）には、合資会社八丁味噌の本社事務所と蔵（史料館）が国の登録有形文化財に指定されるなど、建造物としてもその外観はとても重要な景観資産となっています。



平成 19 年（2006 年）、八帖地区は NHK の連続テレビ小説「純情きらり」の舞台となり、これとあわせて、市は、まちの歴史と伝統にあうよう、八帖往還通（旧東海道）などの舗装を茶系色に整備しました。

また、同年、味噌製造工場の敷地を中心に都市計画法に基づく「地区計画」を定め、味噌製造工場と住宅が共存した良好な住環境の維持・保全と、土地利用の面から伝統的な地場産業の保護・育成を図るためのまちづくりを進めています。



<八帖地区計画の概要>

位置：八帖町の一部 面積：約 3.9ha

都市計画決定：平成 19 年 2 月 26 日

土地利用の方針：

「味噌製造工場と住宅とを主体とした土地利用を図る」

※地区計画の位置は、添付資料「八帖地区の地図等」をご覧ください。



アンケート用紙

1. あなたご自身について

問1.性別

- ①男性 ②女性

問2.年齢層

- ①10歳代 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代
⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳代以上

問3.八帖地区に概ね何年ぐらいお住まいですか（または過去に何年ぐらいお住まいでしたか）。

- ①5年未満 ②5年以上10年未満 ③10年以上20年未満
④20年以上 ⑤住んでいない

問4.八帖地区でお持ちの土地や建物の場所を下から選んでください。（あてはまるものをすべて選択）

- ①「通りA」八帖往還通に面している ②「通りB」八丁蔵通りに面している
③「通りC」に面している ④八帖地区計画「C地区」の範囲
⑤その他 **※それぞれの位置は、同封の「八帖地区の地図等」をご覧ください。**

2. お持ちの土地や建物について

※建物をお持ちでない方は問8にお進みください。

景観の対象は建物の「外観」 **※詳しくは、同封の「参考資料」をご覧ください。**

- ◆景観とは、道路などの公共空間から見える建物や樹木などからなる、まちの様子のことです。 ◆このため、景観まちづくりは、建物の中でも、道路に面した屋根や壁面などの「外観」を対象とします。

問5.お住まい（お使い）の建物が建てられたのは、おおよそいつごろですか。（一つだけ選択）

- ①平成 ②昭和 ③大正 ④明治 ⑤江戸時代

問6.今の建物はどのようにお使いですか。（あてはまるものをすべて選択）

- ①住宅など ②商店・事務所など ③工場など ④その他

問7.過去10年以内に「建物の新築・増築」や「外観の改修」を行いましたか。（一つだけ選択）

- ①行った ②行っていない ③わからない

問8.今後5年以内に「建物の新築・増築」や「外観の改修」を予定していますか。

（一つだけ選択）

- ①予定している ②予定していない ③わからない

問 12.以下に示す「100年後の八帖地区が目指すまちのイメージ」は、「将来の八帖の景観について話し合う会」の参加者の皆様の多くが「とても重要」と考えているものです。これらの中で、将来の八帖地区にとって、あなたが重要と考えるまちのイメージがあれば、解答欄に○をつけてください。(あてはまるものをすべて選択)

100年後の八帖地区が目指すまちのイメージ	解答欄 重要と思うものに ○をつけてください
●地場産業や八帖町の歴史を伝える建物が残されており、人々は手入れをしながら大事に使っています	
●往還通りや蔵通りは石畳などで東海道の雰囲気を感じられ、観光施設などと一体的ににぎわいを見せています	
●遺構やまちの由来を示す石碑や案内板などが点在し、まち全体が博物館のようです	
●常夜燈や、船着場・土場等が、昔あった位置に復元されています	

4. 「景観形成重点地区（仮称）」の指定について

特に、重点的に景観まちづくりを進める地区として定める「景観形成重点地区（仮称）」に指定するにあたっては、一体的な景観まちづくりに取り組む範囲を示す「区域」、目指すべき「将来の景観像」、そして具体的にどのような方策により実現していくかの方向性を示す「景観まちづくりの方針」、そして、方針に基づき景観を形成していくための基準を示す「建築行為等のルール」を定める予定です。

【配慮事項】…自主的な配慮を促すもの。

【制限事項】…法による拘束力があり、計画の変更をお願いする場合があります。

「区域」

(景観まちづくりを行う範囲)

「将来の景観像」

(目指すべき景観のイメージ)

「景観まちづくりの方針」

(実現に向けた具体的方策の方向)

「建築行為等のルール」

(方針に基づく指針や基準)

配慮事項

+

制限事項

地区の皆様には、次のような「効果」と「影響」があります。

効果

- ・伝統的な建物、地場産業と現代のくらしが調和する八帖らしい良好な景観まちづくりを通じて、自分のまちへの誇りや愛着が育まれ、まちの魅力が向上します。
- ・東海道や地場産業などの個性を活かした独自のまちづくりのルールをつくることができます。
- ・地区にふさわしくない建物等は建たなくなり、良好な景観を子孫に継承できます。

影響

- ・建物等を建設する場合、事前に、建物の外観図面等を市に届け出る必要があります。
- ・今後の新築・改築、外観の改修などの際に、「制限事項」にあわない建物に対しては、計画の変更をお願いする場合があります。

問 13.建築行為等のルールの内容としては、「将来の八帖の景観について話し合う会」の参加者の皆様の意見も踏まえ、現時点では以下のように想定しています。これらをルールとすることについて、どのように思いますか。それぞれの項目ごとに、解答欄に記入してください。

今後、建物等を新築したり、改築したり、外観の改修などをされる際に、これらのルールに自主的に配慮していただいたり（配慮事項）、適合させる必要（制限事項）があります。

建築行為等のルールの内容（案）			解答欄 (項目毎一つだけ選択)	
配慮事項	壁面	位置	・まちなみの連続性が保たれるよう、道路側は、 <u>できるだけ、隣り合う建物の壁面位置をそろえる。</u> ・まちなみの連続性に配慮し、 <u>できるだけ、道路際に板塀や石垣、生垣等を設ける。</u>	①賛同できる ②賛同できない ③どちらでもない
		色彩素材	・周辺のまちなみと調和するよう、 <u>できるだけ、落ち着いた色彩とする。</u> ・周辺のまちなみとの調和するよう、 <u>できるだけ、自然素材を用いる。</u>	①賛同できる ②賛同できない ③どちらでもない
	屋根	形状	・周辺のまちなみと調和するよう、 <u>できるだけ、勾配屋根（できれば平入り*）とする。</u> P4 参照	①賛同できる ②賛同できない ③どちらでもない
		色彩素材	・周辺のまちなみと調和するよう、 <u>できるだけ、落ち着いた色彩とする。</u> ・周辺のまちなみと調和するよう、 <u>できるだけ、日本瓦とする。</u>	①賛同できる ②賛同できない ③どちらでもない
	設備機器 エアコンの 室外機等	・景観を損ねることのないよう、 <u>できるだけ、道路などの公共空間から見えにくい位置とする。</u> ・やむをえない場合は、建物との調和に配慮し、 <u>できるだけ、木製部材等で覆うか色彩を工夫する。</u>	①賛同できる ②賛同できない ③どちらでもない	
制限事項	建物等の 高さ	・周辺のまちなみと調和するよう、 <u>周囲から突出しないよう配慮し、高さは敷地の地盤から*1.5mまでとする。</u> (4階建て程度まで。鉄道関連施設や八帖地区計画の「C地区」は除く。)	①賛同できる ②もっと高く ③もっと低く ④賛同できない	

※八帖地区計画の「C地区」は、都市計画法に基づく「商業地域」に指定されているため、高さの制限事項の適用除外としています。

※地区計画の指定状況は、同封の「八帖地区の地図等」をご覧ください。

問 14.八帖地区において「景観形成重点地区」を指定することについて、どのように思いますか。(一つだけ選択)

- ①賛成
②反対（理由： _____）
③わからない（理由： _____）

問 15.「問 14.」で「①」答えた方におたずねします。重点地区の指定の範囲は、次のうちどれが適切であると思いますか。(一つだけ選択)

※詳しくは、同封の「参考資料」をご覧ください。

- ①八丁蔵通り沿い
②八丁蔵通りと八帖往還通り沿い
③八帖地区全域
④その他（ _____）

本アンケートの結果を踏まえまして、「景観形成重点地区(仮称)」の指定に向けた「景観まちづくりの方針(案)」や「建築行為等のルール(案)」等を作成し、夏ごろに、説明会を開催したいと思いますので、是非、ご参加をいただきますようお願いいたします。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。